

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（金銭債権等と預金等の誤認防止）</p> <p>第十五条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 商工組合中央金庫は、その営業所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該営業所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならぬ。</p> <p>4 商工組合中央金庫は、法第二十一条第四項第十号及び第十一号並びに同条第八項の規定に基づき元本の補填の契約をしていない信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合には、元本の補填の契約をしていないことを当該営業所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示し、元本の補填の契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合（信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七七号）第七十八号各号に掲</p>	<p>（金銭債権等と預金等の誤認防止）</p> <p>第十五条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 商工組合中央金庫は、その営業所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。</p> <p>4 商工組合中央金庫は、法第二十一条第四項第十号及び第十一号並びに同条第八項の規定に基づき元本の補てんの契約をしていない信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合には、特定の窓口において行うとともに、元本の補てんの契約をしていないことを顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示し、元本の補てんの契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合（信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七七</p>

げる場合を除く。)には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければならぬ。

(休日の承認の申請等)

第六十六条 「略」

2 主務大臣等は、前項の規定による承認の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

「一・二 略」

「号を削る。」

3 商工組合中央金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所の店頭に掲示するものとする。

一 令第十二条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日以外の休日

二 前号の休日の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

三 当該営業所の最寄りの営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

(届出事項)

第九十条 商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を主務大臣等に届け出なければならない。

「一〇二十九 略」

三十 削除

号)第七十八条各号に掲げる場合を除く。)には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

(休日の承認の申請等)

第六十六条 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 当該申請に係る営業所が当座預金業務を営んでいないこと。

「項を加える。」

(届出事項)

第九十条 「同上」

「一〇二十九 同上」

三十 商工組合中央金庫が法第五十二条第一項又は第二項及び法第五十三条第一項又は第二項の規定により作成した書類(法第五十

<p>〔三十一〕～〔三十五〕 略</p> <p>2 商工組合中央金庫は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して主務大臣等に提出しなければならない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>〔3〕～〔7〕 略</p>	<p>二条第三項及び法第五十三条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合</p> <p>〔三十一〕～〔三十五〕 同上</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 前項第三十号に掲げる場合 同号に規定する書面</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>〔3〕～〔7〕 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	